

議案第 17 号

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年朝霞市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「朝霞市保育園等運営審議会条例（平成 25 年朝霞市条例第 9 号）に基づく朝霞市保育園等運営審議会」を「朝霞市子ども・子育て会議条例（平成 25 年朝霞市条例第 51 号）に基づく朝霞市子ども・子育て会議」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

【参考資料】

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、朝霞市子ども・子育て会議条例（平成25年朝霞市条例第51号）に基づき朝霞市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう に勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、朝霞市保育園等運営審議会条例（平成25年朝霞市条例第9号）に基づき朝霞市保育園等運営審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう に勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p>